



新潟県公報

平成30年
1月19日(金)
第2953号

目次

告示

- 生活保護法による指定施術機関の指定..... 27
- 救急医療機関の指定..... 28
- 地籍調査の成果の認証..... 28
- 収去飼料検査結果の概要..... 29
- 建築基準法による道路の位置指定..... 30

公告

- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新..... 30
- 都市計画決定図書の写しの縦覧..... 30
- 同..... 31
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 31

教育委員会

- 栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定..... 31
- 平成30年度栃木県立高等学校等の募集定員..... 33
- 平成30年度栃木県立高等学校転入学考査の実施期日..... 37

調達等公告

- 入札公告（特定調達公告）..... 37

告示

栃木県告示第27号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30年 1月19日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成29年 9月1日	小川 元誓	-	足利接骨院	足利市山川町824-6
平成29年 7月25日	藤田 剛士	栃木市菌部町1-11-11 プ リマペーラ103号	-	-
平成29年 5月29日	尾花 勝彦	-	おばな整骨院	佐野市赤見町3111-3

平成29年 10月1日	吉田 浩康	-	吉田整骨院	日光市板橋3293-54
平成29年 9月1日	小川 元誓	-	足利治療院	足利市山川町824-6
平成29年 9月1日	大澤 沙緒里	栃木市都賀町富張518-2	-	-
平成29年 4月17日	阿部 典雅	鹿沼市東町1-1-12	-	-
平成29年 6月15日	染谷 公崇	小山市雨ヶ谷625-59	-	-
平成29年 6月14日	恩田 哲男	-	野木鍼灸療院	下都賀郡野木町丸林389-5

(保健福祉課)

栃木県告示第28号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示する。

平成30年1月19日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	有 効 期 限
南那須地区広域行政事務組合立 那 須 南 病 院	那須烏山市中央3-2-13	平成29年11月6日から 平成32年7月31日まで

(医療政策課)

栃木県告示第29号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年1月19日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
宇都宮市	宇都宮市宝木町2丁目、 駒生町の各一部	宇都宮市宝木町2丁目、駒生町の各一部（宝木Ⅲ・駒生Ⅲ地区）の地籍図及び地籍簿	平成30年1月5日
下野市	下野市薬師寺の一部	下野市薬師寺の一部（薬師寺Ⅳ地区）の地籍図及び地籍簿	平成30年1月5日
下野市	下野市薬師寺の一部	下野市薬師寺の一部（薬師寺Ⅴ地区）の地籍図及び地籍簿	平成30年1月5日
那須町	那須町大字寺子丙及び大字豊原甲の各一部	那須町大字寺子丙及び大字豊原甲の各一部（音羽町Ⅱ地区）の地籍図及び地籍簿	平成30年1月5日

(農村振興課)

栃木県告示第30号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成29年10月から同年12月までの間に検査した収去飼料の分析結果の概要を次のとおり公表する。

平成30年1月19日

栃木県知事 福田 富一

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
那須塩原市 株式会社那須の農 那須TMRサブセンター	同左	TMR	H29.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
茨城県神栖市 全国酪農飼料株式会社 鹿島工場	酪農とちぎ農業協同組合 那須高原配送センター	メイクヒロイン	H29.9	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
真岡市 明治飼糧株式会社 真岡センター	同左	明治配合飼料 ドライミックス C16	H29.11	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

注) 1 試験項目の欄には、栄養成分等－粗たん白質等の検査項目ごとに記載する。

2 違反の有無及び違反の内容の欄には違反の有無を記載し、表示量に対して過不足があった場合にはその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合にはその内容を、それぞれ記載する。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
那須塩原市 株式会社那須の農 那須TMRサブセンター	同左	飼料	TMR	H29.10	重金属－カドミウム、ヒ素、鉛	無
茨城県神栖市 全国酪農飼料株式会社 鹿島工場	酪農とちぎ農業協同組合 那須高原配送センター	飼料	メイクヒロイ	H29.9	重金属－カドミウム、ヒ素、鉛	無
真岡市 明治飼糧株式会社 真岡センター	同左	飼料	明治配合飼料 ドライミックス C16	H29.11	重金属－カドミウム、ヒ素、鉛	無

注) 1 試験項目の欄には、重金属－カドミウム等の検査項目ごとに適宜区分し記載する。

2 違反の有無及び違反の内容の欄には違反の有無を記載し、違反が認められた場合には、その違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載する。

(畜産振興課)

栃木県告示第31号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成30年1月19日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	指定年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	塩谷郡高根沢町大字宝積寺字北原977-9の一部、981-3、985-37の一部、985-43、985-44	延長56.14m 幅員5.85m～6.07m	平成29年11月2日	宇都宮土木事務所
	さくら市上阿久津字鎮守後1892-4、1892-7、1893-6、1893-7、1893-10、1904-1の各一部（氏家都市計画事業上阿久津台地土地地区画整理事業59街区25画地）	延長69.29m 幅員6.00m	平成29年11月13日	大田原土木事務所
	さくら市馬場字川原413-2、414-10の各一部	延長3.17m 幅員6.52m～7.00m	平成29年11月20日	大田原土木事務所

(建築課)

公 告

○認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により次のとおり認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新をしたので、同条第5項において準用する同法第49条第2項の規定により公示する。

平成30年1月19日

栃木県知事 福田 富一

名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事務所の所在地	認定の有効期間
特定非営利活動法人もうひとつの美術館	梶原 紀子	栃木県那須郡那珂川町小口1181番地2	-	平成30年1月8日から平成35年1月7日まで

(県民文化課)

○都市計画決定図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成29年12月26日に決定した、小山栃木都市計画地区計画（小山東部第二工業団地）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年1月19日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画決定図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成29年12月26日に決定した、小山栃木都市計画地区計画（テクノパーク小山南部）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年1月19日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成29年12月26日に変更した、小山栃木都市計画公園（6・5・101号小山運動公園）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年1月19日

栃木県知事 福田 富一

(都市計画課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第一号

栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のように定める。

平成三十年一月十九日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の六第一項、第四項、第七項及び第十項の規定に基づき、栃木県立学校（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第一条 法第四十七条の六第一項本文の規定に基づき、別表に掲げる学校に協議会を置くものとする。

2 栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を設けようとするときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長の意見を聴くものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針に定める事項等)

第三条 法第四十七条の六第四項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 経営計画に関する事項
- 二 組織編制に関する事項
- 三 予算の執行に関する事項

2 対象学校の校長は、法第四十七条の六第四項の規定による承認を得た基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

(意見の聴取)

第四条 協議会は、法第四十七条の六第六項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第五条 法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）とする。

2 前条の規定は、法第四十七条の六第七項の規定により協議会が教育委員会に対して意見を述べる場合について準用する。

（学校の運営に関する評価）

第六条 協議会は、対象学校の運営状況について、少なくとも毎年度一回、評価を行うものとする。

（組織）

第七条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

（委員の任期）

第八条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員の職務）

第九条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 協議会及び対象学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない行為を行うこと。

（委員の解任）

第十条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

- 一 委員から辞任の申出があったとき。
- 二 第九条（第一項後段を除く。）の規定に違反したとき。
- 三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により委員を解任するときは、当該委員に対してその理由を示さなければならない。

（会長及び副会長）

第十一条 協議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第十二条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会議の公開）

第十三条 協議会の会議は、公開する。ただし、職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合その他協議会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（指導及び助言等）

第十四条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて、協議会に対し、指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう、情報の提供に努めるものとする。

（委任）

第十五条 この規則に定めるもののほか、協議会の設置等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

別表 (第一条関係)

- 1 栃木県立日光明峰高等学校
- 11 栃木県立馬頭高等学校

(総務課)

栃木県教育委員会告示第1号

県立学校管理規則(昭和32年栃木県教育委員会規則第2号)第4条の規定により平成30年度における栃木県立高等学校の生徒並びに特別支援学校の高等部の生徒及び幼稚部の幼児の募集定員を定めたので、次のとおり告示する。

平成30年1月19日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

1 栃木県立高等学校の生徒募集定員

(1) 全日制課程

学 校 の 名 称	募集定員 (人)	内 訳		
		科 名 等	男女別	募集定員 (人)
栃木県立宇都宮高等学校	280	普通	男	280
栃木県立宇都宮東高等学校	160	普通	男女	※ 160
栃木県立宇都宮南高等学校	320	普通	男女	320
栃木県立宇都宮北高等学校	320	普通	男女	320
栃木県立宇都宮清陵高等学校	280	普通	男女	280
栃木県立宇都宮女子高等学校	280	普通	女	280
栃木県立宇都宮中央女子高等学校	280	普通 総合家庭	女 女	240 40
栃木県立宇都宮白楊高等学校	280	農業経営	男女	40
		生物工学	男女	40
		食品科学	男女	40
		農業工学	男女	40
		情報技術	男女	40
		流通経済	男女	40
		服飾デザイン	男女	40
栃木県立宇都宮工業高等学校	320	機械システム系	男女	120
		電気情報システム系	男女	80
		建築デザイン系	男女	40
		環境建設システム系	男女	80
栃木県立宇都宮商業高等学校	280	商業	男女	200
		情報処	男女	80
栃木県立鹿沼高等学校	240	普通	男女	240
栃木県立鹿沼東高等学校	200	普通	男女	200
栃木県立鹿沼南高等学校	200	普通	男女	80
		食料生産	男女	40
		環境緑地	男女	40
		ライフデザイン	男女	40
栃木県立鹿沼商工高等学校	200	情報科学	男女	40
		商 業	男女	160

栃木県立今市高等学校	200	総合学科	男女	200
栃木県立今市工業高等学校	160	機械 電気 建設工学	男女	80
			男女	40
			男女	40
栃木県立日光明峰高等学校	80	普通	男女	80
栃木県立上三川高等学校	160	普通	男女	160
栃木県立石橋高等学校	240	普通	男女	240
栃木県立小山高等学校	240	普 数理科	通学 男女	200
			男女	40
栃木県立小山南高等学校	160	普 スポーツ	通 男女	80
			男女	80
栃木県立小山西高等学校	200	普通	男女	200
栃木県立小山北桜高等学校	200	園芸科 造園土木 建築システム 総合ビジネス 生活文化	男女	40
			男女	40
			男女	40
			男女	40
			男女	40
栃木県立小南城南高等学校	200	総合学科	男女	200
栃木県立栃木高等学校	240	普通	男	240
栃木県立栃木女子高等学校	240	普通	女	240
栃木県立栃木農業高等学校	200	農 業 生 食 生	業 土木 学 男女	40
			業 土木 学 男女	40
			工 学 男女	40
			化 学 男女	40
			科 学 女	40
栃木県立栃木工業高等学校	200	機 電 電 情	械 気 子 術 男女	80
			男女	40
			男女	40
			男女	40
栃木県立栃木商業高等学校	200	商 情 報 処	業 理 男女	160
			男女	40
栃木県立栃木翔南高等学校	200	普通	男女	200
栃木県立壬生高等学校	160	普通	男女	160
栃木県立佐野高等学校	160	普通	男女	※160
栃木県立佐野東高等学校	200	普通	男女	200
栃木県立佐野松桜高等学校	230	情 商 社 家	報 制 御 業 社 政 男女	80
			男女	80
			福 祉 男女	30
			男女	40
栃木県立足利高等学校	160	普通	男	160
栃木県立足利南高等学校	160	総合学科	男女	160

栃木県立足利女子高等学校	200	普通	女	200
栃木県立足利工業高等学校	200	機械電気 産業デザイン 電子機械	男女	80
			男女	40
			男女	40
			男女	40
栃木県立足利清風高等学校	200	普通商業 情報処	男女	80
			男女	80
			男女	40
栃木県立真岡高等学校	200	普通	男	200
栃木県立真岡女子高等学校	200	普通	女	200
栃木県立真岡北陵高等学校	190	生物生産 農業機械 食品科学 総合ビジネス 教養福祉	男女	40
			男女	40
			男女	40
			男女	40
			男女	30
栃木県立真岡工業高等学校	160	機械 生産機械 建設 電子	男女	40
			男女	40
			男女	40
			男女	40
栃木県立益子芳星高等学校	160	普通	男女	160
栃木県立茂木高等学校	160	総合学科	男女	160
栃木県立烏山高等学校	200	普通	男女	200
栃木県立馬頭高等学校	105	普通 水産	男女	80
			男女	25
栃木県立大田原高等学校	240	普通	男	240
栃木県立大田原女子高等学校	200	普通	女	200
栃木県立黒羽高等学校	160	普通	男女	160
栃木県立那須拓陽高等学校	240	普通 農業 生物 食品 食	男女	80
			男女	40
			男女	40
			男女	40
栃木県立那須清峰高等学校	240	機械 電子 建設 情報 商	男女	40
			男女	40
			男女	40
			男女	40
			男女	40
栃木県立那須高等学校	160	普通 リゾート 観光	男女	120
			男女	40
栃木県立黒磯高等学校	200	普通	男女	200
栃木県立黒磯南高等学校	160	総合学科	男女	160

栃木県立矢板高等学校	190	農 業 経 営	男 女	40	
		機 械	男 女	40	
		電 子	男 女	40	
		栄 養 食 物	男 女	40	
		社 会 福 祉	男 女	30	
栃木県立矢板東高等学校	160	普 通	男 女	※ 160	
栃木県立高根沢高等学校	200	普 商	普 通	男 女	80
			業	男 女	120
栃木県立さくら清修高等学校	240	綜 合 学 科	男 女	240	
計	12,195			12,195	

備考 ※印の栃木県立宇都宮東高等学校、栃木県立佐野高等学校及び栃木県立矢板東高等学校の募集定員には、それぞれの附属中学校からの内部進学者を含む。

なお、栃木県立宇都宮東高等学校及び栃木県立佐野高等学校において入学者選抜により募集する定員はそれぞれ55名を、栃木県立矢板東高等学校において入学者選抜により募集する定員は90名を予定している。

(2) 定時制課程

学 校 の 名 称	募集定員 (人)	内 訳		
		科 名	男女別	募集定員 (人)
栃木県立宇都宮工業高等学校	80	工 業 技 術	男 女	80
栃木県立宇都宮商業高等学校	120	普 通 商 業	男 女	80
			男 女	40
栃木県立鹿沼商工高等学校	40	商 業	男 女	40
栃木県立学悠館高等学校	240	(Ⅰ部) 普通 (Ⅱ部) 普通 (Ⅲ部) } 普通 商業	男 女	80
			男 女	80
			男 女	40
			男 女	40
栃木県立足利工業高等学校	40	工 業 技 術	男 女	40
栃木県立真岡高等学校	40	普 通	男 女	40
栃木県立大田原東高等学校	40	普 通	男 女	40
栃木県立矢板東高等学校	40	普 通	男 女	40
計	640			640

2 栃木県立特別支援学校の高等部の生徒及び幼稚部の幼児の募集定員

学 校 の 名 称	対 象 者	課 程	区 分	募 集 定 員 (人)	学 級 数	
栃 木 県 立 盲 学 校	視覚障害者	幼稚部	4歳児・5歳児	若干名		
			高等部	普 通 科	14 (6)	3 (2)
				保 健 理 療 科	8	1
			高等部 専攻科	理 療 科	8	1
				保 健 理 療 科	8	1

栃 木 県 立 聾 学 校	聴覚障害者	幼稚部	3歳児・4歳児・5歳児	若干名	
		高等部	普通科	11 (3)	2 (1)
			情報機械科 生活技術科	8	1
栃木県立のぞわ特別支援学校	肢体不自由者	高等部	普通科	20 (12)	5 (4)
栃木県立富屋特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	51 (3)	7 (1)
栃木県立岡本特別支援学校	病弱者	高等部	普通科	11 (3)	2 (1)
栃木県立特別支援学校 宇都宮青葉高等学園	知的障害者	高等部	職業科	80	10
栃木県立今市特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	27 (3)	4 (1)
栃木県立国分寺特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	51 (3)	7 (1)
栃木県立栃木特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	43 (3)	6 (1)
	肢体不自由者			14 (6)	3 (2)
栃木県立足利特別支援学校	病弱者	高等部	普通科	11 (3)	2 (1)
栃木県立足利中央特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	38 (6)	6 (2)
栃木県立益子特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	35 (3)	5 (1)
栃木県立那須特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	41 (9)	7 (3)
栃木県立南那須特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	27 (3)	4 (1)
合計 (高等部及び高等部専攻科)				506 (66)	77 (22)

備考 () 内は、学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号) 第22条の3の表に規定する程度の障害を2つ以上併せ有する生徒の募集定員及び学級数で、共に内数である。

(教職員課)

栃木県教育委員会告示第2号

平成30年度栃木県立高等学校転入学考査の実施期日を次のとおりとする。

ただし、真にやむを得ない事情のあるものについては、その都度行う。

平成30年1月19日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

- ・平成30年3月26日 (月)
- ・平成30年4月10日 (火)
- ・平成30年8月22日 (水)

(学校教育課)

調 達 等 公 告

○入札公告 (特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年1月19日

栃木県産業技術センター所長 平 出 孝 夫

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 栃木県産業技術センター等で使用する電力
予定使用電力量 2,554,500 kWh
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 納入場所 栃木県産業技術センター等（詳細は、入札説明書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成30年3月2日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。
- (5) 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。
- (6) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示している者であること。
- (7) (6)の開示方法を明示し、かつ、二酸化炭素排出係数等の数値等を「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件（配点表）」に当てはめた場合の評点の合計が70点以上の者であること。

なお、当該配点については入札説明書による。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番20号 栃木県産業技術センター 管理部
電話028-670-3395
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成30年1月19日から同年2月2日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成30年3月2日午前10時 栃木県産業技術センター管理部に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、入札書の受領期限は同日午前9時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
イ 開札の日時及び場所 平成30年3月2日午前10時 栃木県産業技術センター大会議室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他 入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
ア 入札参加申請書類（入札参加申請書及び入札参加資格確認書）の提出期間、提出場所及び提出方法 平成30年1月19日から同年2月2日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
イ 確認結果の通知 平成30年2月14日までに通知する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、3の(3)の入札書の受領期限までに、2の(4)に該当する者であることを証する書面を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) その他
 - ア 入札の変更等 平成30年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
 - イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electric power for the Industrial Technology Center of Tochigi Prefecture
Estimated amount of electric power to be used 2,554,500kWh
- (2) Deadline for walk-in Bidding Documents:
10:00a.m., March 2, 2018
Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):
9:00a.m., March 2, 2018
- (3) Information is available at:
Management Division,
Industrial Technology Center of Tochigi Prefecture
1-5-20,Yuinomori, Utsunomiya, Tochigi
321-3226
TEL 028-670-3395

(工業振興課)